

国土交通省からのお知らせ

消費税率8%以降で住宅を購入されたお客様へ

申請は引渡しから
1年以内です。

もう申請はお済みですか？

最大30万円が受け取れる

(消費税率8%時、10%時は最大50万円)

「すまい給付金」

あなたも対象者かもしれません。
今すぐ要件をご確認ください！

- 収入が上限を超えていても、配偶者に持分がある場合や扶養控除が多い場合など給付対象となるケースがあります。
(収入目安の上限：消費税率8%時は510万円以下、10%時は775万円以下)
- 「すまい給付金」は給付金事務局への申請が必要です。
(住宅ローン減税のような確定申告時ではないことに注意！)

申請方法

書類を郵送する郵送申請と
直接窓口にお越しいただく窓口申請があります。

郵送申請 郵送先：〒115-8691 赤羽郵便局 私書箱38号
すまい給付金申請係

窓口申請 各都道府県のすまい給付金申請窓口
(すまい給付金ホームページから検索できます)

※住宅事業者等が、申請手続きを代行する手続代行も可能です。

「わたしは
もらえるの？」

といった素朴な疑問
から、申請書の入手方法、
記入サポートまで
何でもお応え
します。

申請には要件があります。
ナビダイヤルまでお気軽にお問い合わせください

ナビダイヤル
(通話料が
かかります)

0570-064-186

(受付時間：9時～17時 ※土・日・祝含む / PHSや一部のIP電話からは☎045-330-1904)

詳しくはホームページでも すまい給付金事務局…<http://sumai-kyufu.jp>


「すまい給付金」のポイント

※要件等の詳細はナビダイヤル、もしくはホームページでご確認ください。

■申請方法／期間／受取方法

 **申請方法**

書類を郵送する郵送申請と直接窓口にお越しただく窓口申請があります。(確定申告とは別に行います)

 **申請期間**

申請は引き渡しから1年以内が期限です。


 **給付金 受取**

申請後、約1.5～2ヶ月で現金が振り込まれます。

■申請対象者／対象物件

 **共有者**

持分を共有していれば、配偶者の方でも受け取ることができます。

 **現金購入もOK**

ローンを組まれた方はもちろん、現金で購入された方も対象となります。

 **中古も対象**

中古住宅(個人間売買除く)も対象です。

 **ローン減税**


住宅ローン減税と併用できます。
(すまい給付金とは別の手続きが必要です)

■給付額

 **給付額**

収入に応じて最大30万円受け取れます。

(消費税率8%時、10%時は50万円)

 **持分割合**

持分を共有している場合は持分割合を乗じた金額に。

(消費税率8%と10%の給付額)

消費税率	*収入額の目安	給付基礎額	
8%	425万円以下	30万円	
	425万円超475万円以下	20万円	
	475万円超510万円以下	10万円	

消費税率	*収入額の目安	給付基礎額
10%	450万円以下	50万円
	450万円超525万円以下	40万円
	525万円超600万円以下	30万円
	600万円超675万円以下	20万円
	675万円超775万円以下	10万円

平成27年10月1日に消費税率が10%に引き上げられた場合のすまい給付金については、平成25年6月26日に行われた与党合意を踏まえたものとする予定です。

*収入額の目安は、扶養対象となる家族が1人(専業主婦、16歳以上の子どもなど)の場合をモデルに試算した結果です。

給付額の
計算例
(消費税率8%時)

給付基礎額

×

持分割合

=

給付額

Aさん夫婦の場合(夫の年収450万円/妻は専業主婦で収入ナシ)

夫(年収450万円)

給付基礎額 20万円

×

持分割合 3/4

=

給付額 15万円

妻(専業主婦・収入ナシ)

給付基礎額 30万円

×

持分割合 1/4

=

給付額 7.5万円

夫婦あわせて22.5万円
給付金がもらえます